

令和5年度中国黒龍江省における道産食品販路拡大事業 企画提案指示書

1 目的

北海道と友好提携を締結している中国黒龍江省において道産食品の販路拡大を図るため、同省ハルビン市で開催される「第32回ハルビン国際経済貿易商談会」に北海道ブースを出展し、道産食品のPR展示並びに道内企業と中国バイヤー(企業)による商談を行う。また、ハルビン市内の小売店及びECサイトにおいてテスト販売を行い、今後、中国黒龍江省など地方における道産食品の販路確保に向けた取組に繋げる。

2 実施方法

総合評価一般競争入札

3 委託期間

契約締結の日から令和6年(2024年)3月15日(金)まで

4 委託業務の概要

(1) 第32回ハルビン国際経済貿易商談会へのブース出展と運営

6月15日(木)から6月19日(月)(予定)までの期間で、黒龍江省ハルビン市で開催される「第32回ハルビン国際経済貿易商談会」に北海道ブースを出展し、道産食品のPR展示並びに道内企業と中国バイヤー(企業)による商談を実施。

(2) 小売店及びECサイトにおけるテスト販売

黒龍江省ハルビン市の百貨店等小売店1店舗以上並びにECサイト(越境・小売店を問わない運営サイト)による2週間以上の道産食品のテスト販売を実施。

(3) 商談成約及びテスト販売につながるフォローアップの実施

(1)の商談会において、来場バイヤーを対象に、出展商品等に関する調査を行い、出展企業及び現地代理商にその調査結果をフィードバックし、各バイヤーとの商談成約及び(2)のテスト販売につながるフォローアップを実施。

5 委託業務の内容

【①第32回ハルビン国際経済貿易商談会へのブース出展と運営】

(1) ブース出展に係る手続

- ・商談会事務局に対し、ブース出展に係る申し込みを行い、事前に代金の支払いを行うこと。
- ・ブース種類と数は以下のとおりとし、出展位置は事前に委託者と協議すること。
 - ア ブース種類:国際標準ブース
 - イ ブース数:3ブース(物産ブース2つ、観光・文化ブース1つ)

(2) 出展企業の募集・取りまとめなど

- ・道内企業を募集し、企業及び出展商品等を取りまとめること。
なお、出展内容については、観光、アイヌ文化、縄文文化に関連する要素を含めること。
- ・出展に当たっては、現地ニーズも考慮に入れながら、米、日本酒、菓子、調味料など道産食品50品目以上を出品するものとする。

- ・募集要領及び参加申込書を作成し、出展企業の募集を行うこと。
 - ・出展企業及び出展商品のリストを作成すること。
 - ・出展企業決定後、開催までに出展案内を作成し、出展企業に配布すること。
 - ・随時、出展企業との連絡調整を行うこと。
 - ・取りまとめた企業の商品に関する販売売上げ及び在庫は受託者に属することとする。
- (3) 商談会事務局との調整人員
- ・出展までの準備・調整を進めるに当たり商談会事務局との調整が必要なことから、業務開始から出展終了までの間、日本語と中国語の通訳が可能な担当者を1名以上配置すること。
- (4) 出展ブースレイアウトの作成(備品・什器、照明等 設備の設置を含む)
- ・出展企業決定後、商談会事務局と調整の上、ブースレイアウトを作成し、委託者と協議の上、最終レイアウトを確定させること。
 - ・レイアウト作成に当たっては、出展する商品や分野を踏まえ、効率的に展示・販売を行い、北海道の食と文化の魅力を最大限発信できるようにすること。
- (5) 備品の借り上げ
- ・ブースレイアウトに基づき、出展に要する備品の借り上げを行うこと。
 - ・基本備品については、商談会事務局が提示する備品一覧表に基づき、出展企業と調整の上、借り上げを行うこと(商品棚、テーブル、椅子、冷蔵・冷凍庫等)。
 - ・その他特殊備品については、発注者と協議の上、別途、借り上げを行うこと。
- (6) ブースの装飾
- ・ブース全体で北海道をイメージさせる、写真やバナー等による装飾を行うこと。
 - ・企業ロゴやポスター等を活用し、企業や商品のプロモーションに資する装飾を行うこと。
 - ・アイヌ文化及び縄文文化に関する情報を発信する装飾を行うこと。
 - ・出展に当たっては「道産品輸出用シンボルマーク」及び「食絶景北海道」を活用すること。
(出展商品に係る道産品輸出用シンボルマークの使用許可手続を含む)
- (7) 商品の輸出等
- ・商品の輸出に当たっては、受託者の指定する場所(日本国内)から出港地(海路、空路を含む)までの輸送、輸出手続(商品の通関等輸出に係る一切の手続)、中国の目的港(海路、空路を含む)までの輸送、中国の目的港から会場出展エリアまでの輸送を行うこと。
 - ・商品の種類に応じ、冷凍、冷蔵、常温などの区分を踏まえ、適切な保管、管理、輸送、輸出を行うこと。また、商談会期間中も適切な保管、管理を行うこと。
 - ・輸出に当たり、日本及び中国の貿易に関する関係諸法規に従い、正規通関を実施すること。
- (8) 啓発資材の作成・輸送
- ・委託者や出展企業が会場で使用するポスターやパンフレット等資材の作成支援やとりまとめを行い、会場までの輸送を行うこと。
- (9) 出展エリアの管理・運営担当者

- ・出展期間中、日本語と中国語の商談通訳が可能な人員を1名以上配置し、ブースの管理運営を行うこと。また、現地渡航を行う企業等がある場合は、1社につき1名、通訳が可能な人員を配置すること。
- ・出展内容の説明が中国語のできる人員を5名以上配置すること。

【②小売店及び EC サイトにおけるテスト販売】

(1) テスト販売の実施方法

- ・道産食品の販売に意欲的な小売店1店舗以上並びに EC サイトにてテスト販売を行うこと。
- ・店舗販売においては、道内企業及び委託者が販売やプロモーションを行うため、十分な面積を確保すること。
- ・小売店及び EC サイトでの販売期間は2週間以上とすること。

(2) テスト販売に向けた会場側との準備・調整全般

- ・テスト販売までの準備・調整等を進めるに当たり、現地関係者との調整が必要となることから、業務開始からテスト販売終了までの間、日本語と中国語の通訳が可能な担当者を1名以上配置すること。
- ・テスト販売に係る準備、オペレーションなどにおいて、委託者が必要と認める資料を作成すること。

(3) 参加企業の募集及び取りまとめ

- ・関係機関等と連携して本取組を周知し、道内から広く参加企業を募ること。
- ・①の商談会の実施結果を踏まえながら、道産食品 50 品目以上を出品すること。
- ・取りまとめた企業の商品に関する販売売上げ及び在庫は、受託者に属することとする。
- ・商品については、受託者は委託者と協議の上、決定すること。

(4) 商品の輸出

- ・商品の輸出に当たっては、受託者の指定する場所(日本国内)から、出港地(海路、空路を含む)までの輸送、輸出手続(商品の通関等輸出に係る一切の手続)、中国の目的港(海路、空路を含む)までの輸送、中国の目的港から会場エリアまでの輸送を行うこと。
- ・商品の種類に応じ、冷凍、冷蔵、常温などの区分を踏まえ、適切な保管、管理、輸送を行い、輸出を行うこと。また、テスト販売期間中も適切な保管、管理を行うこと。
- ・輸出に当たっては、日本及び中国の貿易に関する関係諸法規に従い、実施すること。

(5) 資材等の輸送

- ・商品や企業の紹介用パンフレット等の啓発資材について、企業や委託者と協議を行い、それらの取りまとめを行うとともに、中国への配送を行うほか、期間終了後、必要に応じ、北海道までの返送を行うこと。

(6) 販売の周知・広告、販促活動

- ・店舗と連携し、店舗内装飾、チラシ、SNSなどを活用して、店舗及び特設 EC サイトでの道産食品販売について効果的な周知・広告を行うこと。
- ・試食・試飲、商品の使用方法の説明、実演販売など、効果的な販促活動を行うこと。

- ・実施店舗や関係機関と連携し、北海道の物産、観光、文化の PR 及びテスト販売への集客に効果的なイベント等を企画すること。
- (7) 販売エリアの配置及び装飾
- ・テスト販売商品の POP 等の PR 資材を、十分に展開することが可能な面積を確保すること。
 - ・次のスペースを設置すること。
 - ア 商品や企業を紹介する POP 等を掲出でき、商品の試食並びに販売スペース
 - イ アイヌ文化や縄文文化を含む北海道観光・文化の PR スペース
 - ウ その他委託者が必要と認めるスペース
 - ・装飾については、次の事項を踏まえ、実施すること。
 - ア エリア全体で、北海道を想起させる写真等を使用したパネル及び看板などの装飾
 - イ 企業のロゴや写真等を活用した、企業や商品のプロモーションに資する装飾
 - ウ 「道産品輸出用シンボルマーク」及び「食絶景北海道」の啓発資材を活用した装飾（販売商品に係る道産品輸出用シンボルマークの使用許可手続を含む）
 - エ その他委託者が必要と認める装飾
- (8) 備品・什器、設備等
- ・必要な商品棚やテーブル、椅子、冷蔵・冷凍庫等を設置するほか、委託者が必要と認めるものを設置すること。
 - ・照明設備、電気設備、厨房設備（上排水設備含む）、ストックヤードのほか、委託者が必要と認める設備については、実施する店舗と協議の上、確保すること。
- (9) 管理・運営
- ・テスト販売エリアの管理・運営を行う人員を2名以上、うち1名は日中のビジネス通訳が可能な人員を会場に配置すること。
 - ・日本から現地に渡航できない場合、開催期間中に管理・運営を行う人員に常に連絡がとれる体制を整えること。
- (10) 販売時の通訳及び販売員の配置
- ・テスト販売エリアの規模に応じた人数の道産食品専門の販売員を配置すること。
 - ・現地渡航を行う企業等がある場合は、テスト販売期間中、日本語と中国語の通訳が可能な通訳員兼販売員を配置するものとし、販売支援ができるようにすること。
 - ・販売員が商品や企業の特徴を紹介できるよう、必要な情報を事前に伝達すること。
- (11) EC サイトでの販売
- ・EC サイト内に、実店舗での販売と連動した道産食品の特設ページを設けて販売を行うこと。
 - ・特設ページは、北海道を想起させるようなコンセプトとし、「道産品輸出用シンボルマーク」や「食絶景北海道」も活用するほか、観光、アイヌ文化、縄文文化も紹介すること。
- (12) アンケート調査の実施
- ・小売店及び EC サイトを利用した消費者を対象に、アンケート調査を実施すること。なお、アンケートの内容は委託者と協議して決定するものとする。

【③商談成約及びテスト販売につながるフォローアップの実施】

「ハルビン国際経済貿易商談会」の開催期間中に来場するバイヤーを対象に、アンケート（場合によってはヒアリング）調査を行い、その結果を取りまとめ、商談会に参加した道内企業に取りまとめた結果をフィードバックし、「商談成約」及び「小売店及び EC サイトにおけるテスト販売」に繋がるようなフォローアップを行うものとする。

【成果品】

「第 32 回ハルビン国際経済貿易商談会へのブース出展と運営」、「小売店及び EC サイトにおけるテスト販売」並びに「テスト販売につながるフォローアップの実施」に関して、以下の内容を基本に整理した報告書及び対外的に説明し利用できる小冊子等を作成し提出するものとする。

- (1) 出展品・参加企業の状況
- (2) 周知・広告の実施状況
- (3) 展示（販売）の様子
- (4) 特設 EC サイトの中身
- (5) 観光・文化等に関する情報発信の実施状況
- (6) 商品ごとの販売数量及び金額
- (7) バイヤーや消費者を対象にした調査の概要や結果
- (8) 参加企業へのフォローアップの内容
- (9) 事業を実施したことによる考察・提案

※ 報告書等は以下の形式で提出すること。

- ・報告書（紙媒体） 5 部
- ・小冊子（紙媒体） 10 部
- ・上記報告書、小冊子の電子データおよび PR 素材等の電子データを格納した電子媒体（DVD-R） 1 枚

※ 成果品の著作権は、道に帰属するものとする。

※ 著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

6 総合評価一般競争入札の資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
 - イ 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)。
 - ア 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出
- (8) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、複数法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (9) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

7 審査

- (1) 入札金額
- (2) 事業者の適格性
 - ア 中国でのイベントの開催や実施、商品の輸出入など貿易に関する十分な知識や実務経験を有していること。
 - イ 各業務項目の実施に当たり、商談会事務局やテスト販売会場との協議担当者など適切な人材配置を行い、国内外における業務執行体制が確立できること。
 - ウ 事業実施のスケジュールが妥当と考えられること。
- (3) 企画提案の適合性
 - ア 道内から広く企業・商品を募ることができる内容となっていること。
 - イ 各会場のレイアウトや装飾等が北海道の食、観光、アイヌ文化や縄文文化など一体的に発信できる効果的な内容となっていること。
 - ウ ハルビン国際経済貿易商談会の出展企業にとって、下記のエのテスト販売につながるようなフォローアップを行うなどにより、十分な効果が得られる企画内容となっていること。
 - エ 小売店及び EC サイトにおけるテスト販売の企画内容が常設など継続販売につながるなど十分な効果を得られる内容となっていること。
 - オ 来訪者アンケートやヒアリングの調査方法・内容が適切に設定されていること。
 - カ 新型コロナウイルス感染症等により、事業実施の前提条件が変化した場合の代替案が提示されており、それが現実的かつ本来の目的を十分に達成できるものであること。
- (4) 道施策との適合性
 - ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード(ゴールド認定、

- シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定)のいずれかに該当していること。
- イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード(ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定)のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」(保健福祉部障がい者保健福祉課実施)の一定以上の認証ポイントを取得していること。
- ウ 国が実施している、「パートナーシップ構築宣言」を宣言していること。

8 道施策との適合性に関する事項

(1) 「北海道働き方改革推進企業認定制度」及び「障がい者雇用」に関する事項

道が実施している、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書(写し)や認証書(写し)を提出すること。

なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る認定書(写し)や認定証(写し)を提出すること。

(2) 「パートナーシップ構築宣言」に関する事項

国が実施している、「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、該当の宣言書を提出すること。

なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る宣言書を提出すること。

9 業務上の留意事項

新型コロナウイルス感染症等の要因により、中国への渡航が困難になる等、事業実施の前提条件が変化した場合の代替的な対応案についても、あわせて企画提案をすること。

10 応募手続き

(1) 担当窓口

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部経済企画局国際経済課経済交流第一係

<担当> 亀井 良司

<電話> 011-204-5342 (内線)26-651

<FAX> 011-232-8870

<E-mail> kamei.ryouji@pref.hokkaido.lg.jp

(2) 参加資格審査申請書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和5年(2023年)4月14日(金)17時(必着)

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参あるいは郵送(書留郵便に限る)

エ 提出様式 別添様式1のとおり

オ 提出部数 1部

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和5年(2023年)4月14日(金)17時(必着)

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参あるいは郵送(書留郵便に限る)

エ 提出様式 別添様式2のとおり

オ 提出部数 7部

※2部は提案者名を記載したもの。残り5部は提案者名を記載しないもの。文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。

11 総合評価審査委員会(ヒアリング)の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 企画提案書提出者数が5者を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

12 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 企画提案書等を参加期日までに提出しない場合は企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、事前に不参加を決定した場合は、4月14日(金)17時までに上記10(1)の担当窓口へ連絡すること。
- (4) 本業務の成果品に係る著作権は北海道に帰属する。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 関連情報を収集するための窓口
10(1)に同じ